

亀山市公告第60号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、亀山市建設部都市計画室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成28年7月29日

亀山市長 櫻井義之

- 1 都市公園の名称 川合町第五公園
- 2 都市公園の位置 亀山市川合町1534番8
- 3 都市公園の区域 「別紙図面」に示す区域
- 4 供用開始の期日 平成28年7月29日